

訂正後

①平成23年5・6月株主総会での議決権行使状況

【投資顧問口座行使分】

	賛成	反対	棄権	合計
剰余金処分	330	125	0	455
取締役選任	272	284	6	562
監査役+補欠監査役	389	200	2	591
定款一部変更	115	6	0	121
退職慰労金支給	80	51	0	131
役員報酬額改定	60	8	0	68
新株予約権発行	40	5	0	45
会計監査人選任	12	0	0	12
再構築関連	6	2	0	8
その他会社提案	9	1	0	10
役員賞与支給	135	4	0	139
自己株式取得	1	0	0	1
買収防衛策導入	24	38	0	62
株主提案	1	75	0	76
計	1,474	799	8	2,281
株主提案	1	75	0	76
除く株主提案	1,473	724	8	2,205

【投資信託行使分】

	賛成	反対	棄権	合計
剰余金処分	450	143	0	593
取締役選任	377	322	1	700
監査役+補欠監査役	473	252	0	725
定款一部変更	158	6	0	164
退職慰労金支給	93	69	0	162
役員報酬額改定	80	6	0	86
新株予約権発行	45	5	0	50
会計監査人選任	11	0	0	11
再構築関連	8	4	0	12
その他会社提案	12	1	0	13
役員賞与支給	158	3	0	161
自己株式取得	4	0	0	4
買収防衛策導入	28	53	0	81
株主提案	1	87	0	88
計	1,898	951	1	2,850
株主提案	1	87	0	88
除く株主提案	1,897	864	1	2,762

### 【5・6月総会での議決権行使の概要】

○弊社は、平成23年5・6月に開催された投資先企業の株主総会において、投資顧問口座保有分では、607社の2,281議案に、投資信託分では809社の2,850議案に、弊社「議案別議決権行使ガイドライン」に従って議決権行使指図を行いました。

行使指図を行いました。

○本年は、昨年と比べ、行使した社数は微増ながら、取締役選任議案並びに監査役選任議案、補欠監査役選任議案を上程した企業が多かったため、これらの議案が昨年に比べ増加しました。

○このように議案数が多く、また当社の反対比率が高かった取締役選任議案、監査役選任議案並びに補欠監査役選任議案に関する弊社の主な賛否判断のポイントは以下のとおりです。

#### <取締役選任議案>

- ・ 弊社では上程された取締役候補者のみならず、非改選の取締役を含めた取締役会全体の実績、構造等に注目して賛否の判断を行っております
- ・ 特定の大株主、支配株主が存在し、株主共同の利益並びに一般株主の保護が一段と求められると考えられる企業に関しては、独立性を満たす社外取締役の選任を求めています
- ・ 過去3年間のROEが低位で推移し、改善傾向も見られない企業のうち、今後の具体的な改善策が示されていない企業に関しては、反対行使を行います
- ・ 企業不祥事等が発生し、企業収益、株価、中長期で見た株主価値に相当程度の悪影響を与えたと判断される企業に関しては、反対行使を行います

なお、本年6月に弊社は「議案別議決権行使ガイドライン」を改定しました。取締役選任議案に係る主な変更は以下の2点です。

- ・ 今回の東日本大震災のような「企業経営者にとって、予知することが困難で、対処することが不可能と思われる、天変地異などの外部要因によって、企業業績が極度に悪化した場合には、業績やROEに関する基準を適用しないことがある」こととしました
- ・ 「弊社出身者並びに弊社の大株主企業の現役役員もしくは重要な地位を占めていた出身者など、弊社と何らかの密接な関係を有している者が候補者となっている取締役選任議案については、利益相反の疑いの程度に応じて棄権する」ものとしました

#### <監査役選任議案>

- ・ 弊社では上程された監査役候補者のみならず、非改選の監査役を含めた監査役会全体の構造等に注目して賛否の判断を行っております
- ・ 独立性を満たす社外監査役の人数が十分ではないと判断される場合には反対行使を行います
- ・ 監査役総数、もしくは社外監査役数が減少となる場合には反対行使を行います（ただし独立取締役が増員になるなど、株主の立場から見た経営監視機能の強化が図られる場合

には賛成することがあります)

- ・ 社外監査役の取締役会出席状況が取締役会開催回数の2/3を下回っているなど外見的には取締役会の十分なチェックが行われているかどうか疑わしく、また業務執行の監視等が他の手段によって実効的に行われていることが十分な説得力を持って説明されていない場合には反対行使を行います
- ・ 当該企業における監査役在任期間中に、「企業不祥事等基準」に抵触したと判断された企業で、監査役にも責任があると判断した場合には反対行使を行います

なお、本年6月に弊社は「議案別議決権行使ガイドライン」を改定しました。監査役選任議案に係る主な変更は以下の2点です。

- ・ 独立取締役が増員になるなど、株主の立場から見た経営監視機能の強化が図られる場合には、社外監査役数が減少となる場合にも賛成することがあることとしました
- ・ 「弊社出身者並びに弊社の大株主企業の現役役員もしくは重要な地位を占めていた出身者など、弊社と何らかの密接な関係を有している者が候補者となっている取締役選任議案については、利益相反の疑いの程度に応じて棄権するもの」としました

弊社では、単に議決権の行使指図を行うことにとどまらず、あらゆる機会を捉えて投資先企業とさまざまな対話を重ねることにより、受託者責任を果たすことができるものと考えております。

このような観点から、本年4－6月期には、50社を上回る投資先企業の方々とコーポレート・ガバナンスに関する議論を行っておりますが、引続き、投資先企業との積極的なコミュニケーションに努めてまいります。